

新

旧

11 計画の推進体制

11 計画の推進体制

「観光により地域が輝く神奈川」を目指すためには、県、市町村、観光事業者、観光関連団体等、県内の観光に携わる者それぞれの役割があります。

「観光により地域が輝く神奈川」を目指すためには、県、市町村、観光事業者、観光関連団体等、県内の観光に携わる者それぞれの役割があります。

その中で、県の役割について、条例には、県の責務として「県は、観光事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うとともに、観光事業者等相互間の連携の確保に努めるものとする。」、また、「県は、市町村が行う観光の振興に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

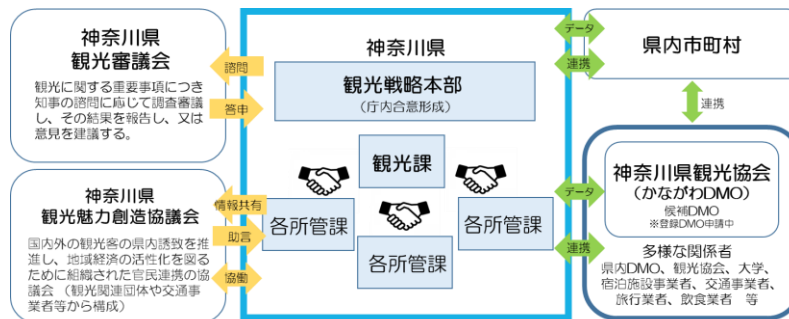
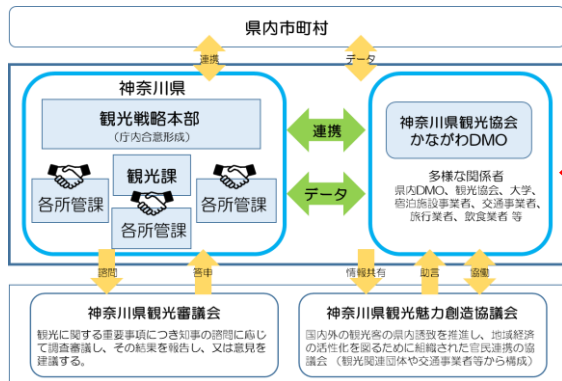
その中で、県の役割について、条例には、県の責務として「県は、観光事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うとともに、観光事業者等相互間の連携の確保に努めるものとする。」、また、「県は、市町村が行う観光の振興に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

具体的には、地域と地域を繋ぐこと、成果が上がった施策を別の地域に「横展開」すること、地域の観光振興に資する取組を後押しすることなど、広域自治体だからできる役割を、県が行う施策を通じて果たしていくことが必要となります。

具体的には、地域と地域を繋ぐこと、成果が上がった施策を別の地域に「横展開」すること、地域の観光振興に資する取組を後押しすることなど、広域自治体だからできる役割を、県が行う施策を通じて果たしていくことが必要となります。

県では、これらの役割を果たしていくため、次のような推進体制において、本計画で定めた施策等を行っていきます。

県では、これらの役割を果たしていくため、次のような推進体制において、本計画で定めた施策等を行っていきます。



本県は、神奈川県観光魅力創造協議会の助言を受けながら、観光戦略本部を司令塔として、観光課及び各所管課が観光振興に資する施策を行っていきます。また、神奈川県観光審議会に対しては、必要に応じて観光施策に対する諮問を行い、答申を得ます。

本県は、神奈川県観光魅力創造協議会の助言を受けながら、観光戦略本部を司令塔として、観光課及び各所管課が観光振興に資する施策を行っていきます。また、神奈川県観光審議会に対しては、必要に応じて観光施策に対する諮問を行い、答申を得ます。

施策を実施するに当たっては、県内市町村や神奈川県観光協会をはじめとした県内の多様な観光関連事業者等と連携していきます。

施策を実施するに当たっては、県内市町村や神奈川県観光協会をはじめとした県内の多様な観光関連事業者等と連携していきます。

県とかながわDMOの役割分担と連携

令和5年3月、公益社団法人神奈川県観光協会が、国から観光地域づくり法人（地域連携DMO）に登録されました。（通称：「かながわDMO」）

DMOは、地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定、観光地域づくりに関する地域の関係者との調整や支援など、県が「稼ぐ観光地域づくり」を推進するための重要な主体となります。県とかながわDMOは役割分担を整理し、かながわDMOに委ねることが望ましい専門性や民間的な手法が求められる業務について、段階的に移行していきます。

現在推進している業務移管等の取組を踏まえ、県とDMOが、本県の観光振興を一体的に推進する体制となることを、図とテキストにより、明確にする。